

令和7年大網白里市議会第2回定例会総務常任委員会会議録

日時 令和7年6月12日（木曜日）午後1時00開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

土 屋 忠 和	委 員 長	黒 須 俊 隆	副委員長
斉 藤 完 育	委 員	猪 崎 紀 人	委 員
上 代 和 利	委 員	北 田 宏 彦	委 員

出席説明員

財 政 課 長	森 川 裕 之	財政課副課長	山 本 卓 也
財政課副主幹 兼契約管財班長	小 林 貴 大	財 政 課 主 査 兼 財 政 班 長	加藤岡 大 祐
財 政 課 主 事	星 山 尚 士		
税 務 課 課 長	板 倉 洋 和	税務課副課長	内 山 貴 浩
税 務 課 主 査 兼市民税班長	石 田 定 之		

事務局職員出席者

議会事務局長	鵜 澤 康 治	副 主 幹	松 本 剣 児
主 任 書 記	小笠原 勇		

議事日程

第1 開会

第2 委員長あいさつ

第3 協議事項

(1) 陳情（新規付託案件）の審査

- ・陳情第 5号 市長を対象にした政治倫理条例を制定してもらうための陳情
- ・陳情第 6号 市民の意見を尊重し、道の駅の建設を止めてもらう為の陳情

(2) 条例等付託議案の審査

- ・議案第 3号 令和7年度大網白里市一般会計補正予算（第2号）（財政課）
- ・議案第 4号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
（税務課）
- ・議案第 5号 財産の取得について（財政課）
- ・議案第 6号 財産の取得について（財政課）

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

（午後 1 時 0 0 分）

◎委員長あいさつ

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 最初に委員長からあいさつをお願いいたします。

○委員長（土屋忠和委員長） 皆様ご苦勞様です。

今回、当常任委員会で協議する内容は、陳情が 2 件、議案が 4 件であります。いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしくをお願いいたします。なお本日も A I 反訳システムを使用しますので、皆さん必ずマイクを使用願います。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。委員長、進行をお願いいたします。

○委員長（土屋忠和委員長） 傍聴者はいますか。

（「おりません」と呼ぶ者あり）

○委員長（北田宏彦委員長） いないようですので、次に進みます。

本日の出席委員は 6 名です。

委員会条例第 14 条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎陳情第 5 号 市長を対象にした政治倫理条例を制定してもらうための陳情

○委員長（土屋忠和委員長） これより当常任委員会に付託となった陳情第 5 号 市長を対象にした政治倫理条例を制定してもらうための陳情の審査を行います。

陳情の内容については、すでにお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。どうぞ。

北田委員。

○北田宏彦委員 この件については、前は確か市長、副市長、教育長を対象とする事柄だったと思うんですが、今回は市長に特定しての陳情だと思います。で、これにつきましては、現在、我々議員における政治倫理について検討協議をしておりますことから、この辺が内容的に明確になってから市長に同様のことを定めること求めるその方が適切なお話ができるん

じゃないかっていうふうに思います。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方の意見をお願いいたします。

上代委員。

○上代和利委員 今、北田委員がおっしゃったように私も今、議会で午前中もあったわけですが、政治倫理検討会議をやっているわけですので、この内容が本当に固まった段階で、市長に対して条例制定を促すというか、そういう形をとっても決して遅くはないんじゃないかなというふうに思います。

むしろ、その方が本当に効率的だと思います。そういうふうに思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 私はこの陳情者の言うとおりでというふうにまず思います。

陳情者は、今回、市長は圧倒的に議員と比べての話だと思いますが、書いてありますね、「議員と比べて市長は圧倒的に大きい政治的意思決定権と裁量権を持っている」とここで書いてある。まあそのとおりであって、その市長に倫理条例が、市長サイドのその倫理条例が今ないってことがもうすでに非常に問題であり、様々な場を通じて、一般質問等も含めて、市長に自ら作るように促してきたにもかかわらず市長は全く作る気がない。十数年間、市長は全く作る気がない中で、これは今議会の方で倫理規定について考えているなんていう話があったんだけど、これは市民が議会に対して陳情したものなので、議会の都合ではなくて市民の都合を審査するその場であるわけです。

そういう意味で最初に申し上げたとおり、よりその政治的意思決定権、裁量権の強い市長に対して、倫理条例が必要なかどうかをこの場で議論すべきだと、そういうふうに私は考えます。その上で、議会サイドの倫理条例があろうがなかろうが、市長に対する倫理条例は必ず必要だと。しかも過去、金坂市長の前の町長は、2親等以内の親戚がこの町のA級企業として土木建設の公共事業の受注を毎年毎年数千万円、そういうような額で受注していた過去があります。

そういう意味からも、一刻も早く市長サイドに倫理条例を作っていただきたいという、この陳情者、市民の意見は全く正当でね、何も反論する余地もないぐらい良い陳情だというふうに私は考えます。

そういう意味からも、この場では、ぜひその議会サイドの倫理条例、そんなものが必要なのか必要じゃないのかという話とは全く関係なく、市民の、市民による、市長の政治倫理条例を作って欲しいというその陳情に対して、そうなのかどうなのかを議論していただきたいという、改めてね今2名の方が、全然遅くないだとかそういう悠長なことを言っているけれども、そうではなくて、この市民の陳情に対してどうなのか、政治倫理、市長に対する政治倫理条例が必要なのか必要じゃないのか、それをぜひ議論していただきたいし、それ賛成なのか反対なのかを、ぜひ委員会の中で議論して欲しいと思います。

もう1つは先ほど北田委員も言ったとおり、今までは同様の陳情で、副市長、含めて三役。ですからその教育長も入ってたんですけど、市長を対象にしたということで非常にわかりやすくなって、ある意味市長サイドの倫理条例は市長サイドで作るのが本来議員立法で作るのではなくて、市長サイドが自分たちで自ら作るのが当然だと思う中で、特にそういう細かいところを縛るものではなくて、中身については市長サイドで考えてもいいからとにかく、こういうものが必要だというふうにそういう陳情だと、そういうふうに私は理解して、そういう意味からも、議会が反対する理由は何もないのではないかと、そんなふうにも考えております。

とりあえず以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。

大丈夫ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） では次に討論ですが、希望者はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） 意見等が出尽くしたようなので採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） ではお諮りいたします。

陳情第5号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成少数。

よって、陳情第5号は不採択と決しました。

以上で陳情第5号の審査を終わります。

◎陳情第 6 号 市民の意見を尊重し、道の駅の建設を止めてもらう為の陳情

○委員長（土屋忠和委員長） 続いて、陳情第6号 市民の意見を尊重し、道の駅の建設を止めてもらうための陳情の審査を行います。

陳情の内容についてはすでにお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは委員の方々の意見を伺いたいと思います。どうぞ。

北田委員。

○北田宏彦委員 この道の駅をやめてもらうための陳情と、これまでも出されておるんですが、現在、道の駅基本構想ができた、この間、担当課の方から公表されてるわけなんです、その後において今年度予算計上しております民間活力導入可能性調査ですね、白里中央海岸に民設民営等の可能性があるのかどうか。その調査を今年度予算取りしているわけで、その調査が終わって、それからの判断で、私自身はよろしいのかなと考えております。

今の段階ではまだ検討している段階ですので、それを途中をもってやめるべき、進めるべきっていう、その判断すべきでは今の段階ではないのかなと考えております。

○委員長（土屋忠和委員長） それでは他の委員の方。

猪崎委員。

○猪崎紀人委員 私も今の北田委員と同じような感じになっちゃうかもしれないんですが、まだ今、構想がまとまったぐらいであって、あまりその事業としての詳しいところはまだ出てないと思うんですね。

ですので、これが賛成とか反対とかという議論をするにはまだまだ全然早いなど、そんなふうに感じております。先の議案でも出ました、民設民営ができるかどうかを調べる、その辺によってもうちょっと細かく数字的なものが出てくればそこで判断はできると思いますので、私はまだちょっと、この段階でやめるというのはちょっとまだ早計な感じがします。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。

斉藤委員。

○斉藤完育委員 お二人の委員がおっしゃっていた民間活力導入可能性調査というところが国庫補助金において予算取りされたわけなんです、そこで民間事業者の独立採算による運営ができるかどうかということを調査するということになっておりますので、そこで実際にできるかどうかという調査の結果をもって、様々なことをまた考えていくことが、ベターなん

じゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。

上代委員。

○上代和利委員 賛否両論はですね本当にあると思いますが、今回一般質問で先輩議員の質問の中に、課長の答弁の中にもあったと思うんです。

今後の検討に必要となる条件や基本的な考え方を示したものであり、道の駅の整備自体を決定したものではございません。こういうような、担当課長の方の答弁もあったのかなと思うんです。

よって、私もこの答申というか、待ってみたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（土屋忠和委員長） 他に。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 私からは、基本構想ができ上がり、ひと区切りついた中でそれは十分議会議員として、今後進めるかどうかというのは十分判断できる、そういうふうに考えます。

そのくらいの判断もできないんだったら、議会がある意味がない。逆に市民から問われてしまうのではないかと、猪崎委員は基本構想ができ上がるまではまずは見てみようと、毎回毎回同じことを言い続けてきましたが、今度は民間、民々でできるかどうか可能性調査、それまでやりましょって、そんなことを言ってるうちにね、あれよあれよと2年、3年経ってね、もう基本設計できてからにしましょという、全く同じ理屈で、今度基本設計ができたら、それでもう後はそれで予算通すだけですよね。そういう話になってしまうわけで、ここで止めておかないと、もう本当にここで止めておかないと、あとはコンサルに数百万円っていうそういう話になるのはもう見え見えで、まずは、この私、一般質問の中でも言ったとは思いますが、こんなど素人の検討会議、結局何にも分からない。そのたたき台にもなりやしないわけですよ。たたき台を作ってこれ、いよいよそのたたき台で何らかの調査をするのではなくて、みんな言いたいことだけ勝手に盛り込んだだけで、道の駅のコンセプトさえわからない。担当課すら説明しない。この十近くの課題を挙げてあるけど、一体、道の駅が本市にとって一体何が必要なのかっていうことを、担当課も市長すら発表しないわけですよ。

こうやってだらだらと先へ先へ進めていって、結局はもう、反対。反対するなら今まで例えばその掛かった経費どうするんだって話になるわけで、自分たち議会議員の責任すら問わ

れてしまうから、もう反対できなくなってしまうわけです。

今ここで立ちどまって、別に基本構想無くならないです、これ。別にこれはあくまでも、陳情で議会としては、これ以上道の駅進めてもしようがないんじゃないのかっていう、仮に採択されればそういう議会からの意見であって、別に今まで、この1年間やった基本構想がなくなるわけでも何でもないわけだから、この基本構想でたたき台っていうんだったら、それはたたき台はたたき台でいいけど、その基本構想を踏まえてね、まずは今まで私はずっと言い続けてきたけれども、10年前の計画の反省がまず必要だし、それからたたき台の中には何にも具体的なものがないわけで、これから行うであろうその民間活力導入可能性調査っていうの可能性調査ってのは幾らでもやろうと思えば何でもできるわけですよ。その大きな建物ができないっていったら小さくすればいいし、どんなものでも可能性、こういうものだからできるっていうそういう調査結果が出るわけですよ。そうするとその通りにやりましょってなるわけで、だからこれはできないっていう選択肢はないんですよ可能性調査は。

そうではなくて、今ここで立ちどまってね、道の駅ではなくて、白里地域の活性化っていうんだから白里地域の活性化に必要なことは道の駅なのか、道の駅以外のことなのか、道の駅を造らないと活性化ができないのか、そういうことを真っ当に考えるのが、議会議員としての立場だと私は思います。

白里地域に例えば交通利便性そういうものを、公共交通を充実させてね、現在ある飲食店だとか、いろんな観光資源を有効に使うという方法も例えばあるでしょうね、これ民々っていうんだったら、それは最初から民々で、市は例えば3年、固定資産税の減免を5年にするとか7年にするとかっていうそういうような助成のあり方だってあるわけだしね、そういうものをすべて否定して、その道の駅を造ってしまうとこういう莫大な箱物には、幾ら民々でも、すべての道路から、排水からインフラからすべてね、民間でやるなんてことは考えられないし、この企画政策課がもう道の駅やるってなったらもうそれだけで企画政策課が担当に最終的になるのか、商工観光課が担当になるのかわかりませんが、もう莫大な市の財産が使われることになるのは目に見えてるわけで、ここで立ちどまる必要がある。

そういう意味からも、この陳情、市民の意見を尊重し、道の駅の建設をやめてもらう、とめてもらう、どちらですかね、ための陳情ですかね、賛成だということになります。

あともう1つこのパブリックコメントの話がこの陳情の中には、大分書いてあるんですけども、この陳情者も言うとおりの、例えばこの小中池公園のパブリックコメントだとか。いろんなパブリックコメント毎回あるんですけど、パブリックコメントなかったり、あっても

1件とか2件っていう、確かに私もそういうのが多いと思います。そういう中でこの13件で、項目に分けると26項目でしたっけ、その20数項目に分けられてありました。これだけの意見があったってのは非常に、数が多くて、市民も注目していると。そういうパブリックコメントだったと思います。

そういうものも、きちんと反映されてもいない、この基本構想自身、私はねもう全くの無効で出鱈目だと、そういうこと踏まえてもこの陳情者の陳情に対しては、非常にその通りである。この陳情の賛成の意見の1つと考えたいと思います。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 次に討論ですが希望者はありますか。

猪崎委員。

○猪崎紀人委員 反対の立場で討論いたします。

先ほど黒須委員のほうから、まだ何もわかってない、結局何をしようとしてるのかわからないという、内容が不明だというお話があったと思うんですが、これ、私も全くそのとおりでと思います。

この道の駅に関しましては、これ事業と考えると、私も民間企業出身なので事業計画があって、その事業に対していい悪いという判断が初めてできるものだと思います。

今の段階はまだ事業を、これがいける事業なのかいけない事業なのかということ判断されるような材料が全く出てない、もうこれ構想の時にこれが出るのかと思っていたんですけど、これ黒須委員おっしゃるとおり、出てきた内容はほとんど最初とそんなには変わらないもやっとしたもので、これで事業が果たしてできるような内容のものではありませんでした。

ですので、これはまだ、その事業計画が出て、その上で判断をすべきだろうと私はそう思い、反対の立場で討論をいたします。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他は討論希望しますか。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 私からは賛成の討論をしたいと思います。

今回のこの陳情にある道の駅の計画、これが初めて出されて市長の初めての公約としてねこれはぜひ進めたいということで、市長の諮問機関を作って、それで、さらに可能性調査を行い進めるというんだったら私もここまでは反対しません。

これは市長自らが10数年前、約10年くらい前に、道の駅の計画を立ち上げて、しかも約

400万円のコンサルタント料も払い、これはコンサルタント料というのは、390何万円ってそれだけですけれども、企画政策課の職員がね、3年、4年にわたって掛かりきりで、この事業を行ってきたわけですよ。

要はそういうような市民にとって、このこれだけお金も掛けて、この市の財産を掛けてやった事業が、このはっきりしたその理由も言わないで、ずるずる設計業務に移らないまま、ある時に、一般質問に答える形で議員の、一議員の一般質問に答える形で、当時の産業振興課長だったかもしれませんが、執行部から、とてもできる状況にないと。この22万人の年間入場者がとても見込めないと、そういう中で、できないと。

要は単純に、市長が財源がないとかそういうことだけではなくてね、もう立ち行かないんだっていうことを言って、計画が頓挫したって、そういうことを同じ市長が同じ事業をやるんだったら、それは当然説明をしないといけない。反省をしなきゃいけない。なぜ駄目だったのかを説明しないといけない。そういうところから市民に謝罪をしなきゃいけないそういう内容ですよ。

それをしないで、しかも、その失敗した当時の理由。なぜ失敗したのか、できなかったのか、22万人とても来そうにないというんだったら22万人、今度は来れるのかどうか、そういう話を内部できちんと調査するべきで、実際そういう内部の調査の期間はありました。

ところが内部の調査はそういう話ではなくて、いかに安上がりに造るかとか、そういう中で、例えば、第1保育所でできないとかそういう調査はしていたようです。でもこれはあくまでも内部的に続きをやっているだけであって、当初、コンサルに400万円かけて、さらに、企画政策課が数年にわたりやった、その事業に対する反省なり変更なり、そういうものを解決するためのそういう内容ではなかったわけです。だから私は反対してるわけで、今回、検討委員会そのものが、私としては、たとえそのお茶代程度しか掛からないとしてもね、そんなものを、造ることは市民に許されないって最初から言ってきたんだけど、そうは言っても議会の賛成の下にできてしまって、基本構想ができ上がったと。ここで一段落ついたじゃないかと。そういう中で結果としてその中に、何ら前回の事業の反省もないし、また前回の事業の検討すらしてないっていうことは、今回、私の一般質問で明らかになったと思います。

そういう意味でこれ以上先に進めても、しょうがないだろうと。そういうのが私の意見です。

以上の持ちまして、この陳情に対してはね、市民の意見を尊重し、道の駅の建設をとめてもらう、あるいはやめてもらうための陳情に対しては賛成の意見といたします。

○委員長（土屋忠和委員長） 次に希望者はいますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） 意見等が出尽くしたようなので採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） では採決にいきます。

お諮りいたします。陳情第6号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成少数。

よって陳情第6号は不採択と決しました。

以上で陳情第6号の審査を終わります。

◎議案第 3号 令和7年度大網白里市一般会計補正予算（第2号）

議案第 5号 財産の取得について

議案第 6号 財産の取得について

○委員長（土屋忠和委員長） ではこれより、付託議案の審査を行います。

まず担当課から付託議案についての説明を受け、説明終了後に当該議案の採決を行います。

はじめに、議案第3号 令和7年度大網白里市一般会計補正予算について、議案第5号 財産の取得について、議案第6号 財産の取得についてを議題といたします。

財政課を入室させてください。

（財政課 入室）

○委員長（土屋忠和委員長） 財政課の皆さんご苦労さまです。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。時間の関係もありますので説明は簡潔明瞭にお願いいたします。なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。また、本日も必ずマイクを使用願います。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて、議案第3号、議案第5号及び議案第6号の説明をお願いいたします。どうぞ。

○森川裕之財政課長 財政課でございます。

それでは本日の出席職員を紹介させていただきます。

皆様から向かって私の左隣が、副課長の山本でございます。

○山本卓也財政課副課長 よろしく申し上げます。

○森川裕之財政課長 私の右隣が副主幹で、契約管財班長の小林でございます。

○小林貴大財政課副主幹兼契約管財班長 よろしく申し上げます。

○森川裕之財政課長 その右隣が主査で財政班長の加藤岡でございます。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 よろしく申し上げます。

○森川裕之財政課長 なお、課員1名を補助員として同席させていただいております。よろしくお願ひいたします。

最後に私、課長の森川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以後は着座にて失礼いたします。

○委員長（土屋忠和委員長） お願いします。

森川課長。

○森川裕之財政課長 それでは議案の説明をさせていただきます。6月補正予算（その2）の概要をご覧いただきたいと思います。

はじめに議案第3号 一般会計補正予算（第2号）でございますが、既定予算に1,207万5,000円を追加しようとするものでございます。

その内容でございますが、はじめに大項目の1、システム整備関係事業、785万8,000円については、制度改正に対応するためのシステム改修に係る経費を計上するもので、①子ども医療・ひとり親家庭医療システム433万8,000円につきましては、現在、医療機関の窓口で受給券で資格確認を行っておりますが、マイナ保険証によるオンライン資格確認を可能にするための改修を行うもので、財源は2ページ、大項目の4、歳入の（1）、地域診療情報連携推進費国庫補助金、216万8,000円で、残りは一般財源となります。

1ページに戻っていただきまして、②の健康管理システム、193万6,000円につきましては、予防接種や母子保健などに関わる受診履歴等のマイナンバー連携を可能とするため、データ標準レイアウト改正に合わせてシステムの改修を行うもので、財源は2ページ、大項目の4、歳入の（2）マイナンバー情報連携体制整備事業国庫補助金14万6,000円と、その下、（3）、母子保健衛生費国庫補助金、49万5,000円、残りは一般財源となります。

1ページに戻っていただき、③生活保護システム158万4,000円については、生活扶助基準の見直しに関わるシステム改修のほか、生活保護世帯への進学、就職準備給付金の支給に関わる給付金データに対し、特定個人情報連携ができるように改修を行うもので、財源は2ペ

ージ、大項目 4、歳入の（（4））、生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金79万2,000円、残りは一般財源となります。

再び1ページに戻っていただきまして大項目の2、コミュニティバス等運行事業でございますが、瑞穂地区コミュニティバスの実証運行に向け、停留所の新設や時刻表の印刷製本に関わる経費として311万7,000円を計上いたしました。6月10日の法定協議会で運行計画が承認され、運行ルートは当初案のとおり、上りルートでは永田駅を出発し、主な経由先として、ながた野二丁目、ながた野の一丁目、みずほ台二丁目、みずほ台三丁目、萱野、みずほ台一丁目、大網駅、イオン大網白里店、市役所を経由し、大網病院に至るルートで、下りルートはこの逆となります。今後はプロポーザルによる運行事業者の選定、運輸局等への届出を行い、令和8年4月から運行を開始する予定でございます。財源は2ページ、大項目 4、歳入の（5）、地域公共交通リ・デザイン推進事業県補助金155万8,000円、残りは一般財源となります。また、大項目 5 のとおり、本事業につきましては、令和8年度当初から運行を開始するため、今年度中に事業者を選定し契約を締結する必要がありますことから、令和8年度を設定期間とする債務負担行為、2,020万8,000円を併せて設定しております。

再び1ページに戻っていただきまして、大項目の3、東大生地域おこしプロジェクトでございますが、東京大学農学部 of 学生を中心とする学生団体「東大あぐりえこん。」と協働し、若者が集まる大網白里市をテーマとした学生プランコンテストを開催するために必要となる経費として110万円を計上いたしました。事前学習を8月5日に実施し、本市でのフィールドワークは8月20日から23日の3泊4日を予定しております。財源は一般財源でございます。なお、コンテスト期間中は、学生が農作業ボランティアを実施するほか、市内の農業者及び商工業者との交流を通じて、市の魅力や課題を考察し、農業者と商工業者が持つそれぞれの強みをかけ合わせることで、新たな観光資源の創出を目指すものでございます。

最後に、2ページの大項目 4、歳入の（6）前年度繰越金でございますが、今回の補正予算に関わる一般財源として691万6,000円を追加することといたしました。

以上が6月補正予算（その2）の内容でございます。

続きまして、議案第5号及び議案第6号財産の取得についてでございますが、本議案は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

はじめに議案第5号についてご説明いたします。議案第5号説明資料をご覧ください。

件名は職員用ノート型パーソナルコンピューター購入。購入数は559台でございます。

納入場所は大網白里市大網115番地2。

3の参加業者は8業者でございました。

入札の状況でございますが、5者が辞退したため、入札者は3者となりました。入札の結果、最低価格は税抜きで4,950万円、予定価格は税抜きで7,135万8,900円で行いましたので、落札率は69.37パーセントとなりました。

4、入札日は令和7年5月15日。

5、契約方法ですが、制限付一般競争入札で行いました。

6、契約金額は税込みで5,445万円でございます。

7、契約相手方でございますが、千葉県千葉市中央区問屋町1-35、株式会社大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店 支店長 上田剛史でございます。

次に議案第6号についてご説明いたします。議案第6号説明資料をご覧ください。

1、件名でございます。災害用備蓄品購入でございます。

買入れ物品の内訳は、納品概要書のとおり、段ボールベッド、折り畳みベッドがそれぞれ800台、簡易トイレ用テント、簡易組み立てトイレがそれぞれ25台など、ご覧の通りでございます。

2、納入場所ですが、大網白里市上貝塚160番地、大網白里アリーナ備蓄倉庫外2か所としております。

3、参加業者は4業者でございました。入札の状況でございますが、1者が辞退したため、入札者は3者となりました。入札の結果、最低価格は税抜きで2,741万5,000円、予定価格は税抜きで3,421万3,750円で行いましたので、落札率は80.13パーセントとなりました。

4、入札日ですけれども、令和7年5月15日でございます。

5、契約の方法でございますが、制限付一般競争入札で行いました。

6、契約金額でございますが、税込み3,015万6,500円でございます。

7、契約相手方ですが、千葉県茂原市高師町三丁目5番地3、ムラスギ防災株式会社 代表取締役 小高利弘でございます。

以上が議案第5号、第6号の提案の理由でございます。

当課からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（土屋忠和委員長） ご苦労さまでした。

ただいま説明のありました議案第3号、議案第5号及び議案第6号の内容について、ご質問等があればお願いいたします。その際、議案番号をお示しの上お話しください。

北田委員。

○北田宏彦委員 私の方から3点ほど。

まず議案第3号のコミュニティバス等運行事業の停留所の標識、あと時刻表の作成のための費用ということなのですが、停留所標識何本の予定なのか。そして今回実証実験の準備のための費用なので、県費が2分の1助成されるということなんだけれども、裏面にいって債務負担行為2,020万8,000円これが実際運行事業に関わる部分なんだろうけれども、この運行部分に関しては、これ国費だとか県費がまた補助されるのかどうか、まずそれについてお答えください。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 1点目の停留所標識の基数ですけれども、35基を購入する予定でございます。

ちなみに印刷製本で時刻表を印刷する予定なんですけれども、こちらは3,000部を用意するというふうに聞いております。

それから債務負担の方の財源のお話でしたが、今回は委員ご指摘のとおり、停留所とかの準備に関わるものでございますので、こちらは県の補助金しかちょっと取り出すことができませんでしたが、実証運行後は地域公共交通確保維持改善事業の対象となりますので、費用から運賃を除いたものが補助対象経費となりまして、その2分の1が国庫補助の対象となります。残りの一般財源相当の80パーセントが特別交付税で措置されるということで、これまでと同じような財源が取り出せる予定でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 これまでの増穂のコミバス、そして白里地区のはまバスと同様の補助が取り出しできるということによろしいですね。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 はい。そのとおりでございます。

○委員長（土屋忠和委員長） ありがとうございます。他の委員の方。

○北田宏彦委員 いや、まだあります。

続いて議案第5号、併せて6号も。まず5号の方のこの職員用のノートパソコンの購入ということなんだけれども、8者のうち5者が辞退ということなんだけれども、この理由は相手方が辞退したものを、担当課の方で、理由はわからないだろうけど、推察できる理由をちょっと教えていただきたいのと、あともう1つ、5号も6号も併せて契約の方法なんですけど、

制限付一般競争入札ということであったんですが、その制限はどのような制限をそれぞれ加えたのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 1点目のですね辞退が出た理由ということでしたけれども、担当課の方でその辺の事情を伺ったところ、指定された納期に間に合わないという業者が2者ございました。それと当時、この会社で提案できる機種がないと判明したというのが1者ございました。で、もう1者は会社都合のため辞退いたします、特に理由がない回答をいただいたと伺っております。

それから制限付一般競争入札の資格要件ですけれども、パソコンの方の購入につきましては、物品の入札参加資格に登録されてる業者を選定というかそこ、それが制限という意味合いになるんですけれども、そういうことでございます。

同じく、災害用備蓄品についても、公告日において、私どもの入札参加資格者名簿に載っている中で、大分類が消防保安用品、中分類が防災用品ということで、こちらに登録しているものに制限をかけたという内容でございます。

以上でございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。

猪崎委員。

○猪崎紀人委員 議案5号でお訊きします。

これ、随分予定価格より安く入札されてると思うんですが、コンピューターの場合、CPUの性能でかなり金額差が出ると思うんですが、ここに書いてあるCPUの性能は13世代以降のインテルCore-i5相当以上までしか書いてないんですけど、速度とかその辺も併せて、入札の条件にはなっていたんでしょうか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 私も以前、情報管理の部署にいたことがあるのでちょっと経験からお話させていただくと、このインテルCore-i5とかセレロンとかっていう、そのクロック数の速度のレベルっていうのが大体決まってまして、やっぱりセレロンだと厳しかったという時代がございました。ここのところCore-i5で作業をしている分には、画面が固まったりとか、作業が止まってデータが消えてしまうっていう現象がないということが段々わかってきたので、Core-i5を選択しているんだろうなということで理解しております。

特に速度とかは、13世代で性能が良くなっているものの中のCore-i5を選択しているとい

うふうに私は理解しております。

○委員長（土屋忠和委員長） 猪崎委員。

○猪崎紀人委員 そうするとかなり選択肢が広がるわけですね。13世代以降の場合のCore-i 5もセレロンとは雲泥の差だと思いますけど、その中でも、かなり周波数によって、新しい古いによって金額差も結構あるはずですので、そういうことで安くできた可能性はあります。でもそれが問題ないということであれば、私としては別に安い、安ければ安いほうがいいんで、はい以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他に質問があればお願いします。

上代委員。

○上代和利委員 議案第6号になるんですが、この災害用備蓄品の購入、かなりの段ボールベッド800台とか、折り畳みベッド800台とか、トイレかなりの数なんですけどね、これ納入場所、これが大網白里アリーナ備蓄倉庫と外2か所となっておりますが、これはどこなのか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 外2か所でございますけれども、1か所目は市営野球場の外野のフェンスの外側に少し土地があるんですけれども、そこに新たに防災倉庫を整備したいというふうに計画をしております。

2か所目ですけれども、旧大網小学校の防災倉庫を予定しておると聞いております。

○委員長（土屋忠和委員長） 上代委員。

○上代和利委員 運動広場の方は、右側に1個あるよね。1個。

（「運動広場ですか」と呼ぶ者あり）

○上代和利委員 これまた反対にできるんですか。ちょっと待つて……

○委員長（土屋忠和委員長） 上代委員どうぞ。

（「よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 運動広場でなくて、市営野球場、上貝塚の市営野球場の外野フェンスの外側。

（「上貝塚の市営野球場」と呼ぶ者あり）

○森川裕之財政課長 アリーナの西側に野球場があるんですけれども……

（「ああ、はいはい」と呼ぶ者あり）

○森川裕之財政課長 あそこの外野フェンスの外側に、ちょっとボールが当たらないような措

置を施しながらというふうに聞いてます。

（「それと大網小学校も」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） 上代委員。

○上代和利委員 それと大網小学校も。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 そうでございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 上代委員。

○上代和利委員 ありがとうございます。

で、これだけの数があるわけですけど、特にお願いなんですけど、地元の私の地元の海岸の、やっぱり白里地区これ何でないんでしょうかね。災害の時にやっぱ持って行くとかね、やっぱりポイントを、ある程度ポイントに置いてもらいたいなっていう要望が、やっぱりあります。ですので、大網地区、増穂地区に置いて、なぜ白里地区はないのか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 委員ご指摘のとおりでございまして、当初は白里地区内で津波の浸水想定区域以外の公共用地を探しておったんですが、適当な土地が見つからなかったということを知っておりまして、白里地区への輸送ももちろん考慮に入れまして、増穂地区に重点を置いて保管するという方法に変えたというふうに聞いております。

○委員長（土屋忠和委員長） 上代委員。

○上代和利委員 あんまり納得しないですけど、本当に災害時ね、本当に必要に駆られる部分があると思うので、大変だと思うんですけど、その辺のことをまたちょっと検討しておいてください。

やっぱり大変だと思いますんで、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） ほかの他に質問。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） はじめに議案３号の東大生地域おこしプロジェクト、110万円についてお尋ねしますが、この「東大あぐりえこん。」っていうのは一体どのような団体でしょうか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 「東大あぐりえこん。」でございますけれども、我々もですねホームペ

ージでしたり、担当課の方から聞いてる内容をお答えさせていただきたいと思います。

2023年に東京大学農学部の学生が中心となって設立した学生団体と、ということで援農ボランティアだったり、地域で行われるマルシェイベントなど様々なイベントの手伝いを行っていると。このような活動の中で、昨年10月に市内で農作業ボランティアを開始されたことをきっかけに、定期的に市内において活動を行っておるということで、農業生産者ですとか事、業者の方々と交流を深めているというふうに伺っております。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 私も調べてみたんですけど、この23年度っていうことだと思うんですね、おそらくね。この活動は24年度だから1年くらいしかやってない団体で、東大の農学系サークルっていうのが5つあるらしいんですけども、5つのうちの1つで、5つのサークルが共同で新歓募集みたいなものを今年やってるんですね。この春祭みたいなものがあるんだろうと思うんですけどね、新歓を共同でやっているというそのうちの1つだと思うんですけど、20名ちょっとぐらいいるんですかね、そういう団体らしいんですけども、これ一体そのどういうきっかけでその市がこのプロジェクトを依頼することになったのか。また、この110万円の経費の使われ方について詳しくお答えください。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 連携することとなった経緯ということですが、「東大あぐりえこん。」に所属する学生の方々が、市内で農作業ボランティアとか、事業の方々と交流を重ねているということは先ほどお伝えいたしました。この中で、市の行政と積極的に連携して大網白里市の地域おこしに取り組みたいという、何かお考えを抱くようになったということで、本年1月に当該団体から本市へ地域おこしプロジェクトの提案をいただいたということが、プロジェクトのきっかけというふうに聞いております。

それから経費でございますけれども、補助金として交付する計画ですけれども、まず実行委員となる学生の交通費がございます。それから事前学習の講師の派遣費用。それから学生の宿泊費。これがほとんどの額を占めるわけなんですけれども、こちらが3日分の宿泊費と、それから4日分の昼食費を計上しておると。それからコンテストの外部審査員の謝礼を計上しております。その他、イベント保険でしたり、その他諸々の雑費も含めて110万円ということで計画をしております。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 最近できたばかりで、何か援農らしきものをしていると。

農業サークルですからね。その農業やったこともないようなおそらく、これは勝手な私の想像ですから、東大生なんだからね、幼稚園生くらいの時からずっと勉強漬けでね、土も虫も触ったことないようなお兄ちゃんたちが、農業楽しいわ、キャーキャーっていう感じで援農してるんだろうと。そういう非常にね、そういう情景が浮かんでくるんだけど、それが、何で1年も経ってるか経ってないかそういう大綱でたまたま援農しているのがね、急に地域おこしだって言って提案してきてはいはい、じゃあ110万円っていう話になったのかを聞きたいんですよ。

この協働事業も30万円しか出ないのにね、何で110万円ってぼんって宿泊費OK、OKとなるんだっていう話なんですよ。何で、財政課長が簡単にOKしたのかっていうねそこが問題なんですよそこを。そこを聞きたいんですよ。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 ある程度、国の施策として、産官学とかそういったところの協働の事業も行われているという中で、市もやはり交流人口の増加だったりとか、新たな産業が生まれれば、それに、それはいいことなんだと思うんですけども、何かしらやっぱり新しい取り組みをしていかないと、生き残れないっていうのは、どこの市町村も苦慮してる場所ですので、ここはそういう意味でも、事業を進める意義があるんじゃないかなと私は思っています。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 課長が思ってるんじゃないくて、そういうことを思ってるのはきっと担当は商工観光課、あと企画政策課なんだろうと思うんだけど。それに対して説得力を感じたということでもいいんですね。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 やはり、議会の皆さんに、やはりこれはやって意義があるんだっていうことは、理解していただかなきゃいけないので、こういうふうにしたらどうかっていう補強なりをですね、やはり関係課、ここで言うのは、本市の農業を振興課、それから商工観光課、企画政策課、この辺がいろいろ意見を出し合って、「東大あぐりえこん。」の案にちょっと補強を加えたりなんかしているので、一応そこは行政も携わって、事業を進めていきたいと考えておりますので、そういう意味で、私は今いい事業になったんじゃないかなと思って予算の方は了承したという流れになっております。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 今年の1月に、市の方から「東大めぐりえこん。」に持ちかけたっていう、さっきの説明、それと逆ですか。「東大めぐりえこん。」の方から市に、来たと。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○副委員長（黒須俊隆副委員長） それじゃ、引き続き。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 主に交通費、宿泊費、食費あと外部審査員だっている話なんですけどそれぞれ分けてお答えいただきたいんですけど、外部審査員は幾らなのか。

あと、この食費、宿泊費、交通費っていうのは、その実行委員だけのものなのか、それともコンテストに参加するものなのか。それぞれ、どういう額なのか、お答えください。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 まず交通費ですけれども、こちらは実費相当の分ですけれども、こちらは実行委員となる学生さん5名分で、12回の往復代金、15万6,000円を計上しております。

（「5名掛ける12往復」と呼ぶ者あり）

○森川裕之財政課長 はい、12往復ですね。

それから事前学習、事前学習の講師の派遣費用、こちらは東京大学内で行われると聞いておりますが、1万円掛ける5時間で5万円を計上しております。

（「1万円掛ける5と」「はい」呼ぶ者あり）

○森川裕之財政課長 それから学生の宿泊費と昼食代でございますけれども、こちらは30人分、実行委員となる学生さんと参加者となる学生さん合わせて30名分、こちらが88万4,400円でございます。

それから、コンテストの外部審査員の謝礼として同じく1万円掛ける5時間で5万円。

その他は保険料とか、振込手数料をこれから諸々の雑費として、残りがその額になっていることでございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 88万円の中には30人分のコンテストの参加者の宿泊費と食費と交通費も入ってるんですか。交通費は入ってないんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 交通費につきましては、大網駅までは実費で来られるということで、ここからの移動は、この補助金等で賄うという形になるかと思います。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 30人分っていうその実行委員を含めて30人分ですよ。だから、25人がそのコンテストに参加するっていうことで、これコンテスト参加者は、何チームだって想定しているんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 失礼しました。

学生のですね宿泊費、昼食代30名おるんですが、「東大あぐりえこん。」のほう、要は実行委員っていうんですか参加者は20名になります。お手伝いする学生「東大あぐりえこん。」を中心とした学生は10名いらっしゃるということです。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 「東大あぐりえこん。」も参加してコンテストをやるんじゃないくて、「東大あぐりえこん。」は実行委員会であくまでも裏方で、参加者20名がコンテストに出るんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 そのとおりでございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 何名、何チームみたいなそういう、どういうそのコンテストなんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 4名で5チーム編成しまして、20名としております。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 大体どんなチームが出てきそうだっていうのはもうすでにわかってるんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 財政課長。

○森川裕之財政課長 先だって行われました、東大の学園祭でも募集をしてたと聞いておりますし、絶賛ですね「東大あぐりえこん。」のホームページで募集中であることは確認はしたんですけれども、今募集状況がどうなってるかっていうのはちょっと私も伺っておりません。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 先ほど言ったとおり東大には既に5つの農業系サークルがあつて、その新歓事業「東大あぐりえこん。」と一緒に共同してやってるくらいでね、もう

40名、50名ぐらいは東大の中だけでお友達集めれば簡単に集まっちゃうんですよ。

それでね88万円分宿泊費と食費が出てね、適当なお遊びコンテスト参加すればね、その楽しいそういう観光ができるって、それはもう見え見えでしょ、これ。こんなことに何でさ、何だ、協働事業30万円の協働事業で、しかも市のやらなきゃいけないことを市民にやらせる協働事業では、いちいち審査委員会厳しい意見を散々言って、それで不採択なんていうのが続出してるとないう中ではね、何かこの昨日今日できた東大、これ助成にやはり110万円ってね、しかももうほとんどみんな宿泊費、食費で、こんなのさ認めてくれるんだったら、うちの息子に明日から一生懸命、大網白里市に地域おこしを提案させて、バンバンね110万円出してもらおうっていう、そんなこと考える市民がいっぱい出てくるんじゃないの。

もうちょっとね、その岡田議員が全員協議会の中でね、その昔、東洋大学で酷い目にあったのを忘れたのかっていうね、どぶに捨てるようなもんじゃないかっていうね、それだけの発言を、正確な発言は忘れたけど、似たような発言をした。いや私も確かにそんな気がしててね、今回質問してみてね、そうでしょう、ねえ。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 先ほど私申し上げましたけれども、やはりこれからは人口増加策プラス、交流人口をですね、要は大網白里市っていうところを知っていただくっていうところも1つやっぱり必要な政策だと思うんですね。

そういう意味では、若い新しい脳みそに新鮮なイメージを植え付けてくっていうのも大事なのかなと思っております。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 宿泊3日分で3泊4日分出してるんですよ。これが大きな額なんですよ。

今回、市のまちおこしのコンテストをやるんだっていうことだからね、ここは交通費出しましょうと弁当出しましょうって、これはそこまで文句は言うところじゃないけれども、何で3泊4日なんだって。これは正にこの人たちの学生サークルのお遊びとしての援農事業に対してお金を出すわけですよ。それを交流事業だって言い方言えばそうなのかもしれないけど、これ東大のお坊ちゃんたちが来るからこれはぜひ、この企画に乗っかろうとそういうふうに簡単に財政課長思ったんでしょ詳しい説明も聞かないで。そうでしょう、違いますか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 先ほども、ちょっと繰り返しになって申し訳ないんですけど、やは

り何ていうんですか、私のところに話が上がってきた段階では、関係課の方で話し合って、ある程度納得できるような事業の進め方が決められてたっていう状態で来ましたので、あとは確かに夏季合宿にかこつけてっていうところも確かに私もそう思いましたけれども……

(発言する者多数あり)

○森川裕之財政課長 思いましたけれども。ですが、やはり交流人口。要は、市に対する思いって言うんですかね、良いところだなんて思っていただけでも、そこは今後交流を深めていく中でも、市のイメージアップだったり今後何か縁があってこちらに移住してくれとか、そういったことも先々には続いていくのかなというふうに期待ができるんじゃないかと思いました。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） いやいや、これ。夏季合宿にかこつけてと私も思ったってこれ、しっかりと議事録に載っちゃいますから。ホームページに載っちゃうんだけどね、もうしょうがないですよ。私も議会の本会議で、反対討論する可能性もあるわけでね、これすごく重大な話でこれ、夏季合宿にかこつけてきたかどうかについてはね、これもう一度、そんなことじゃないんだと、100パーセント、3泊4日大網白里市のために命がけで来るんだっていうそういう話じゃないとこれ通る内容じゃないですよこれ。

ちなみにこの夏季合宿にかこつけての可能性もあるこの3泊4日っていうのは、一体どこに宿泊するような、どこって具体的に決まってないんでしょうけど、どういうところでもいいですけど、どういうところに泊まって、このそのあと食費、昼食分っていうことだから宿泊費が1泊2食っていうことだと思うんだけど、それが一体幾らなのかお答えください。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 宿泊する場所ですけれども、夜にグループディスカッションですとかグループ間交流とか意見交換のミーティングが必要だということで、大広間などのスペースのある宿泊施設が必要だということで、担当課が交渉しているというふうに伺っております。

それから学生の宿泊費ですけれども、参加する20名の学生さんについては負担金を1万円ずつ徴収するような予定で進めているようですけれども、9,000円掛ける3日が宿泊費、それから620円掛ける4日分の昼食代が、計上しております。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 本当に私も学生時代はそういうサークルでね、そういう夏

合宿、春合宿で毎年やって楽しいですよ。この負担金1万円っていうのはね3泊、3日分のね1日3,300円としてね、3回分の酒代ですよ、これははっきり言って。酒代は何か見つかったら大変なことになるから、だからそのくらいは負担金にしましょうというそういう話であってね、この丸々1泊2日、9,000円が3日分だから2万7,000円。1人、2万7,000円掛ける20人と、あとは何だ、2万7,000円掛ける10人が実行委員の分なんですかね、30人と。

これはとても何かこんな簡単に、要は、中身がもうちょっとはっきりしてて実績のあるそういうチームだったらわかるんだけど、昨日今日出来た東大生でね、何か東大生ってだけで何かぼーっとしちゃってね、この何てその素晴らしい人たちが来てくれるんだみたいな、そうとしか思えないこの説得力が全くないですよ。

東大にもね、立派なやつもいれば駄目なやつもいるわけで、過去に議員もいたけど、いろんなやつがいるんですよ、東大生だろうがなんだろうが。東大もピンからキリまでいるわけで、何かこれ納得いかないというかね、その位の額をぼんぼん市長は積極的に出して地域おこしをするんだっていうそういう姿勢があればいいんだけど、その今まで何もやってこなかったのが、急にその昨日今日出来たお坊ちゃんたちのサークルからその申し入れがあったらハイOKっていうのがね、この納得いかないわけですよ。

これはもう今後ね、その道の駅とかできるに当たって交流人口だ何だかんだいろんなことがあった中で、そういうことを一生懸命やっているというそういうこれから5年くらいかけて積み重ねる実績としてね、これは渡りに船だっていうふうに企画政策課が思ったんでしょう。そうでしょう。

そういうふうな、企画政策課の道の駅につなげるための下準備としてね、これは渡りに船だから、これはよくわかんないけど110万円くらいだったら何とかなるだろうということでポンと出した、どうなんですか、それ。

見え見えなのになんでそんなの財政課長は認めたんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 山本副課長。

○山本卓也財政課副課長 この事業の採択した理由の補足ではないんですけども、国の方でも総務省で、令和7年度から新たにふるさとミライカレッジという制度を創設しまして、三大都市圏の市町村、人口減少率の高い市町村などが、大学の学生たちと連携してフィールドワークをするというようなプロジェクトに取り組むっていう場合に、国庫補助金とか、特別交付税で支援するっていうことを、学生の宿泊費とか交通費とかそういった経費を支援するという形になってるんですけども、今回の事業については対象にはならないんですけど

も、そういった流れにそった事業ということで、採択させていただいたことも1つあります。

○委員長（土屋忠和委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 先ほど、課長、副課長の両方から国の施策、産官学の連携の取り組みということ強調されてるんだけど、であれば、今回はその施策の考え方は、その国の施策に歩調を合わせてるんだけど、今回はその交付金等の対象にはならないって、ちょっとその辺がちょっと矛盾しちゃってるんじゃないのか。

ちょっと今気になったんで。

○委員長（土屋忠和委員長） 加藤岡主査。

○加藤岡大祐財政課主査兼財政班長 先ほどのふるさとミライカレッジなんですけれども、対象としては国の特別交付税の対象に該当すれば交付されるんですけれども、人口減少率が条件としてありまして、ちょっとうちの市の人口減少率が、その国の求める人口減少率と基準に適合しなかったというところで、事業のスキームとしては類似しているんですけれども、ちょっと人口減少率という条件のところで、特別交付税の対象にならなかったっていう経緯はあります。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 できれば、私決してこれ悪い取り組みではないのかなとは思いますが。

これ、東京大学に限らず、地元の千葉大学という国立大学があるから、どこの国公立の大学、私立の大学を含めて、こういう提案があればね、いろんな取り組み、我々、地元民以外の目線での取り組みってのはこれ、本市にとって有効なのかなとは考えます。

ただやはり先ほど来課長おっしゃったように、国の進めてる産官学の連携ということの基本を考えるのであれば、やはり交付金等の取り出しをしっかりとね、今回対象にならないということなんだけど、できるだけその対象になるような事業を行っていただいてっていうのが、肝要なのかなというふうに考えます。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） いや本当に、北田委員がいい質問してくれてね、その交付税の対象にならないから、来年になったって駄目なわけですね。

もちろん急に対象の枠が広がる可能性がないとは言えないけど、今のところ交付税の対象じゃないから、もう全額持ち出しでやるんだっていうそういうことであるんだったらね、ますますそんな簡単にお金を出すんじゃなくて、一応1年、わずか1年やそこいらとはいえ関

係があるわけで、援農に来てもらうだけでもいいことはいいことなわけだね、そういう意味では関係を深めていくような、そういうことをしてもいいけど、折角やるんだったら、この地域にはね東金農業大学校っていうね立派なそういう農業系の大学があるのと、あと千葉大の園芸学部っていうのはこれ全国で園芸学部ってのは珍しい学部で、それなりに私が入った頃は人気があった学部だったんですよ。今人気があるかどうかわからないんですけど、珍しい。でも、そういうものもあるわけだからね、1年くらいねじっくり話し合ってね、こんな夏合宿にかこつけてね88万円も宿泊費出しちゃうんじゃないくて、東金のしっかりとしかも東大の農業系サークルでお茶を濁すような見え見えのそういうことではなくて、東金農業大学校とか、千葉大の園芸学部あたりのサークルとも話をつけるとか、あとは園芸学部とか農業大学校の場合はサークルではなくて研究室もあるわけだし、もちろんその研究室は東大の中にもあるわけだけど、そういうのも含めてね、コンテストに参加してもらえばより実りのあるものになっていくだろうと思うしね、だから、コンテストに金掛けるのはいいんだけど、この3泊4日の援農合宿に金掛けるってのはやっぱりどう見ても何か出しすぎだよね。額はそんなにでかいとは思わない、それは絶対額が大きいわけじゃないんだけど、ただ3泊4日の援農合宿に金出しちゃうとしか思えないわけで、コンテストは付け足しにしか思えない、そういうようなスキームだから、ちょっとおかしいんじゃないのかっていうねそう思うわけです。

それ以上答えは出てこない。

次の質問で、5号なんですけど、ノートパソコンか。猪崎委員からいい質問が出たので、追加というか確認なんですけど、別紙1に書いてある仕様っていうのは、入札の時に出した仕様なんですか。それとも、納入業者がこれで納品するって出してきた資料なんですか、どっちなんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 これは入札の時にこの内容の仕様をクリアしているものを納品してくれという内容のものでございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ここの内容のものを、だけれども例えばインテルCore-i5だって言ったけど、インテルじゃない可能性もあるわけでしょ。例えば。

私はそれほど詳しくないけどインテルではないメーカーだっていっぱいあるわけで、最近ゲームソフトなんかに特化してるようなそういうCPUの早いやつなんてのは、インテルは

むしろ特化してないから、そのゲーム機界限ではインテルを使わないっていう話を聞いたこともあるしね、だからそうすると、例えばインテルのCore-i 5 相当以上っていうのは、先ほど猪崎委員が速度計算したのかっていうか、速度の指定したのかって質問あったけど、例えば他のメーカーだとか、これこれだったらこれこれ以上、これこれだったらこれ以上ってのはもう何ていうか、インテルCore-i 5 以上って言えばもうこれは何、世界常識なんですか。どうなんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長

○森川裕之財政課長 このインテル以外のCPUを搭載したパソコンを納品したいという場合には、事前に質問が上がってきますので、それに対して、例えばクロック数をクリアしているのかどうかというのを担当課が判断しておりますので、そこでいいのか悪いのかというのをお示ししておりますので、今のところそういう質問はございませんでした。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長

○副委員長（黒須俊隆副委員長） ということは、これは全員、どこの業者でもインテルのCore-i 5 以上の物を出すという、そういうふうな扱いだったということでもいいですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 そのように理解しております。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副院長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） もう1つ細かいこと聞くけど、OSでWindows11 Pro64ビットって書いてあるけれども、そのWindows11っていったってもう使えない11っていうかそういうものもあるわけで、最近、例えば21年くらいのWindows11はサポート終わったから早く更新しろってうちのパソコンうるさいんだけどね、これそういうのはね、だから、バージョンっていうのは指定してたんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 今、おっしゃっていたのはWindows10のことかと思います。Windows10については、10月末まででメーカーのサポートが切れますので、どうしても早い内に11に移行しないと、ちょっと動作がうまくいかないケースが予想されますので、今回、559台、Windows11に最適化したパソコンを導入する計画を持ったということでございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） いやWindows11位も、21H2、22H2、23H2、24H2って今24H2ってのが一番の最新バージョンじゃないかなっていう、もしかしたら私、誤解し

てるだけかもしれないけど、この議案に私は反対するつもりはないので、これ以上言わないけれども、ちょっと後でWindows11にもバージョンあるんじゃないのかなってちょっと私の勘違いだったらそれでいいんだけど、もしそういうバージョンがあるんだったら、このバージョンだってねその最新のバージョンをやっぱり少なくともWindows10にはバージョンはあったわけだから、11もあるんだと思うんだよね。

それで、それが例えば切れてるのが切れてないとか、そういうのは勘違いかもしれないけども、そういう最新のバージョンっていうものを入れてもらわないと困るわけですよ。

そういう何ていうんですかね、ちょっとその場ですぐに●●●●●行って買うわけじゃないから、本当に最新なのかどうかっていうのは、タイムラグがあるから、これ募集する段階で本当に最新のものを、だから最初から安けりゃいいってことで最新じゃないものを指定したっていいんだけど、その求めるそういうバージョンまで含めてね、きちんとしたものを性能を確認してね、猪崎委員が言ったようにそういう将来、次やる時はやっぱスピードだとかそういうことも、きちんと確認して、私なんかよりもよっぽどパソコンに詳しいその職員がいっぱいいるわけだし、担当もいるんだから、何ていうんですかね、もう少し、その安いに越したことはないけど、69パーセントってのは何かすごい安いわけで、元々だからめちゃくちゃ高めに、このなんていうのか予定価格が高かったんですよ。これははっきり言って。

まあいいです。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 特に質問はなかったと思いますけれども、1点お話しさせていただきたいと思います。

ちなみに富士通の直販サイトでこのパソコンを見ますと、1台当たり15万1,030円ということがわかりました。今回、1台当たりが9万7,406円ということになります。定価ベースでは15万円のものが10万円を切った価格で購入できたということで、今回の入札の結果となっております。

以上です、

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） そこまで言うなら次いでに訊きますけど、おそらくオフィスを入れるんだろうと思うけど、オフィスは幾らでどうやって入れるのかお答えください。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 オフィスソフトについては、現在のライセンス購入という購入の仕方が

ございまして、その購入費として別途970万円を計上しておりますので、そこで、購入したソフトをこちらにインストールという形になります。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） これ何台でしたっけ。

（「559台です」と呼ぶ者あり）

○副委員長（黒須俊隆副委員長） だから、今オフィスはすごく、そうやって高いわけですね。クラウド化してね。

だからせっかくねDVDスーパーマルチドライブが付いてる、わざわざそんなものつける必要全くないのにそんなものをつけて買うんだったら、そうしたら、じゃあオフィス買えばいいじゃないかって。オフィスのCD-ROM版をそういうのまだ売ってるんだらうから、そうすれば2台ずつ入れられるから半額で済むだらうしね、何か納得がいかない感じでね、すごく安く富士通だと15万円じゃないかって言ってるんだけど、そんなの比べられ……オフィスも入ってないこんな、今、インテルもCore-i 5以上ってのは当たり前ですよ、どこでもこんな値段で売ってますよ。昔と違うんですよ。

今は、7以上じゃなきゃいけないし、そのCoreじゃない、更にその上がもう今出てんだから、全然Core-i 5っていうのはね驚きもしないしね、もう1つ次いでに聞きますけど、このメインメモリスロットは8ギガバイト掛ける1って書いてあるけど、もう1つ、プラス8ギガバイトは入れられるのか。

空きスロットが幾つあって、最大メインメモリはいつまで幾つまで入れられるのか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 すみません、私もその問いに対する答えを持ち合わせておりませんので、空きスロット等はちょっとわかりません。4ギガバイトが2枚入っているかも知れませんが、8ギガバイトが1枚かっていうのはちょっとお答えできません。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） いやいや、4ギガバイト2枚だったらもうくずパソコンですよ。今、猪崎委員も笑ってますよ。

だからそんなことはないわけで、8ギガバイト掛ける1枚ってのはあるんだけど、それは本当安物ですよ、こんなパソコンは。

（発言する者多数あり）

○副委員長（黒須俊隆副委員長） で、8ギガバイトが1枚で仮にその最大が16ギガバイト

とか32ギガバイトだったとしても、そうしたら8ギガバイト捨てちゃわないといけないわけ
でね、だから、空きスロットが1枚あってね、もう8ギガバイトを入れられるっていうんだ
ったら最低OKかもしれないけど、この今、Windows変わるごとにバンバンそのメモリ、か
つてだったら動いていた4ギガバイトなんかじゃもう動かないですよ11は。

8ギガバイトだってぎりぎりです、やっぱりサクサク動くにはね、ぎりぎりなんです8ギ
ガバイトってのはもう。だからそういう意味で性能仕様に空きスロットがもう1つあるとか
ないっていうのがね、ただだからすごく怪しい話で何とも最近、ちょっとパソコンの最近の
パソコンについて私研究したんで、そういうところすごく気になるんですけれどもね、もう
反対まではしませんけれども、何とも、もうちょっとあれだけ何ていうかそれで買う人がい
なかったらね、いなかったら別に登録業者だけじゃなくてね、もうそれはあれですよ、そ
の●●●●だとかそういうのと随意契約すればいいじゃないですか。

何かね、この納得いかないですが、次の質問です。

6号議案で、これ、辞退の理由も一応お聞かせください。こちらの辞退の理由も。

○委員長（土屋忠和委員長） 小林副主幹。

○小林貴大財政課副主幹兼契約管財班長 入札辞退が出た理由なんですけれども、積算が一応
できないということが理由でございました。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 今回3業者なんですけど、これ参加、その登録業者で制限
をかけたっていう話だったんですけど登録業者は幾つあったんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 小林副主幹。

○小林貴大財政課副主幹兼契約管財班長 見込み対象ですけれども、登録業者が約279者ござ
いました。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） で、近くの例えば、近隣の県内とかその郡内とか、あとは
近隣茂原とか含めて近隣だと……

ああ、実際茂原が落札してるからあれだけど、はどのぐらい業者があるんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 申し訳ございません。把握はしてございません。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 入札の時ってそういう建設系、工事系と、こういう物品系は違うんだろうとは思っただけでも、もうちょっとその入札参加業者があった方が望ましいんじゃないかと思うんだけど、そういうのに向けて、ある意味登録業者全部何でもいいってことだから、限りなく一般制限のない一般競争入札なわけだけど、参加業者をこんなものだろうなんて最初から予想してたんですか。

それとも、いざ蓋開けたらこれしか来なかったっていうことなんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 森川課長。

○森川裕之財政課長 一応、参加業者は我々の方から働きかけるというよりも、公告。

ネットで確認をしていただくのかと思うんですけども、公告された記事を見ていただかないと、私どもから入札の発注をしているということがわからないということもございますので、結果、4者、5者という結果になったということだと思うんですね。

業者が多く参加していただくのはいいとは思んですけども、なかなか目が届かないところもあるのかなということは感じております。

以上です。

（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） 他の委員の方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） では、財政課の皆さんご苦労さまでございました。

退席していただいて結構でございます。

（財政課 退室）

○委員長（土屋忠和委員長） ではここで暫時休憩とさせていただきます。

10分いただきますので、2時45分に再開いたします。

（午後 2時34分）

◎議案第 4号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

（午後 2時44分）

○委員長（土屋忠和委員長） では再開いたします。

次に議案第4号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを

議題といたします。

税務課を入室させてください。

(税務課 入室)

○委員長(土屋忠和委員長) 税務課の皆さんご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから、速やかにお答えください。

また、本日も必ずマイクを使用願います。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき続けて議案第4号の説明をお願いいたします。

○板倉洋和税務課長 それでは職員の紹介をいたします。

まず私の右手におりますのが、副課長の内山でございます。

○内山貴浩税務課副課長 内山です。よろしくお願いいたします。

○板倉洋和税務課長 そして私の左手におりますのが、市民税班長の石田でございます。

○石田定之税務課主査兼市民税班長 石田です。よろしくお願いいたします。

○板倉洋和税務課長 そして最後、税務課長しております板倉でございます。よろしくお願いいたします。以後は着座で失礼します。

それでは議案第4号の説明をさせていただきます。

大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、この改正の趣旨でございますが、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の概要につきましては、はじめに、課税限度額の引き上げでございます。こちらは被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中・低所得者層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法施行令の限度額の引き上げが行われたことに伴いまして、市保険税につきましても、限度額の引き上げを行おうとするものでございます。

引き上げ額につきましては、保険税には、医療分、後期支援分、介護分の3つの区分にそれぞれ限度額がございますが、そのうち、医療分を65万円から66万円へ1万円引き上げ、後期高齢者医療の支援分を24万円から26万円へ2万円引き上げ、限度額の総額を106万円から109万円へ3万円引き上げようとするものでございます。

続きまして、資料の裏面をご覧いただきたいと思います。

軽減判定所得の引き上げでございますが、保険税には、負担能力が低い被保険者の負担を

軽くするため、7割、5割、2割の割合で軽減する措置がございます。そのうち、5割軽減と2割軽減の判定所得の基準額を引き上げようとするものでございまして、5割軽減につきましては、1人当たり1万円を、2割軽減につきましては、1人当たり1万5,000円をそれぞれ上乗せして、軽減判定をしようとするものでございます。

改正内容につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（土屋忠和委員長） ご苦労様でございます。

ただいま説明のありました議案第4号の内容についてご質問等があればお願いいたします。

北田委員。

○北田宏彦委員 今回の改定によって一番影響を受ける所得層ってのは、どの辺りになるのか教えていただけますか。

○委員長（土屋忠和委員長） 石田班長。

○石田定之税務課主査兼市民税班長 今回の改正につきまして、現行制度では、106万円が限度額となっておりますが、収入でいいますと1,115万円、所得で920万円となります。こちらは世帯に1人という仮定でお話しさせていただきます。

改正案によって、109万円の限度額になるんですけれども、収入額でいうと1,185万円、所得でいいますと990万円ということで収入、所得ともに約70万円プラスされます。

ですので、その高所得者の方に影響があるというところでございます。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 北田委員。

○北田宏彦委員 そうしたら、想定される人数であるとか、それによって保険料の増減額等、教えていただけますか。

○委員長（土屋忠和委員長） 石田班長。

○石田定之税務課主査兼市民税班長 今、1人世帯でお話させていただきましたけれども、モデルケースといたしまして、3人世帯と4人世帯というところでお話させていただけたらと思います。

例えば3人世帯といたしまして、夫婦で50歳の方と、一番お金が掛かる高校生とか大学生の方が1人いらっしゃるというところで、現状、限度額のところが106万円のところは、収入が1,055万円、所得で860万円というところなんですけれども、改正によって109万円になるのが、収入が1,075万円、所得880万円、ここら辺の方々ですね、保険税の上限109万円という形になります。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の方。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 今の続きなんですけれど、改正案で、限度額をプラス合計3万円上げるんだけど、その限度額に達するのに所得も70万円ぐらい上がると1人で、そういう説明だったんだけど、現在の所得920万円とかあと860万円のモデルケースもさっき言われましたけど、それよりも、その人たち、仮に例えば920万円の人っていうのは、その今の現行の例えば106万円ぴったりでいいですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 石田班長。

○石田定之税務課主査兼市民税班長 先ほど所得920万円はですね、1人世帯の方で40歳から65歳の間の方で、医療分、支援分、介護分が全て掛かる方というふうに仮定いたしますと、所得920万円で現行制度106万円の課税上限額というところは課税になります。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 現行のちょうどぴったりぎりぎり920万円でね、満額の人、106万円払ってる人は、幾ら今度は、この人は同じ106万円で改正されても影響はないのか、どうなのか。

○委員長（土屋忠和委員長） 石田班長。

○石田定之税務課主査兼市民税班長 現行制度で120万円所得の方はですね、実際に改正後同じ120万円の所得の場合には、106万3,400円、3,400円プラスとなります。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） そこでお尋ねしたいんですけど、改正案、限度額の超過世帯数は73世帯だって書いてあるんだけど、その今回の影響ある世帯数とか人数とかそういうのは何人になるんですか。

要はだから106万円よりも、今後増えるであろうという人は何人、何世帯ですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 石田班長。

○石田定之税務課主査兼市民税班長 お手元の資料の表面になると思います。

こちらのところで、現行制度でこの中で支援金分のところが80世帯から改正限度額の改正後は68世帯となるんですけれども、現行制度上、支援金分80世帯、こちらの方々について、改正後に影響が発生するという形になりますので、80世帯に影響してくる、限度額の引き上

げによって影響が出てくるの80世帯となります。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 見方として、その超過世帯が68世帯って書いてあるでしょ、
ってことはだから、106万円から109万円の間の人が12世帯いるってそういう考え方でいいの。

○委員長（土屋忠和委員長） 石田班長。

○石田定之税務課主査兼市民税班長 そのとおりです。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） じゃあもう1つ。その同じ面の質問したいんだけど、さ
っきその3人くらいだったら、1人大学生がいるなんていう話が、例えばうちは2人大学生
がいるんだけど、例えば4人家族で子ども2人が大学生だと、所得は幾らになるのか。

その、この今回の。

○委員長（土屋忠和委員長） 石田班長。

○石田定之税務課主査兼市民税班長 今回の限度額に達する4人世帯。こちらモデルケースを
私の方で試算しましたが、現行制度ですと収入で1,025万円ですね、所得で830万円なんで
すけども、改正によりまして、1,035万円、所得で言いますと840万円の方、世帯がですね、
改正後の109万円限度額となります。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 私もちっとよく理解してないところがあるので間違っ
たら教えて欲しいんだけど、所得だと、確かに1,000万円超えてれば高所得なのかもしれな
いけれども、保険税の課税所得っていうのと、一般の所得税や、県税のみんなそれぞれ違う
わけですよね。その引く額が、課税額が。違うと思うんだけど、この800……今言ってもら
ったその例えば大学生2人いたりして4人家族だったら、所得が830万円って言ってるのは、
この保険税の算定の課税所得が830万円だっていう、そういうことを言ってるのでいいんで
すか。

○委員長（土屋忠和委員長） 石田班長。

○石田定之税務課主査兼市民税班長 先ほど4人世帯で、現行制度では所得は130万円の方が
106万円に課税になるということですのでけれども、国民健康保険税を課税するに当たりまして、
所得1人でですね、収入がある場合には、所得830万円から一律43万円を引いた790万円ほど
に税率を掛けて計算した結果が106万円になるという形となります。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 保険税の課税所得は、だから43万円を引いから790数万円のところで算定して、やってるわけで、これじゃあ830万円の人で、今言ってもらった830万円の人が地震保険だとかいろいろそういうのは除いてね、一般的な所得税の課税所得、幾らになります。

（発言する者なし）

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 所得税だと、社会保険料が引かれる……

○委員長（土屋忠和委員長） ではあれですか、税務課の方ですぐ回答できなければ次の質問に移りますけどいかがでしょうか。

（「あとで正確なところを計算してペーパーで提出すれば」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） そうですね。

（「よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） 石田班長。

○石田定之税務課主査兼市民税班長 先ほど830万円から43万円を引くというところですけども、所得税等を計算するには、まず基礎控除であったり、社会保険料がある方はそれも引きますし、扶養にとってらっしゃる方がいたら、そちらの方も引くという形になるので、ちょっとその世帯によって控除する額というものは、地震保険料払ってれば引けますけれども払ってなければちょっといけないっていうのもありますので、ちょっと正確な世帯によって変わってくるということで。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 大体の額がすぐ出なければ後でそれは全然構わないんですけども、一概に収入1,000万円だからその高所得だっていうふうにね言いきっていいのかっていうこの話で。この給与所得控除だとかいろんなそれで自動的に830万円になったものから、その基礎控除、その住民税の基礎控除が43万円だから43万円引いたわけですよ。

だけど実際、その所得税を判定する場合っていうのは、当然この今回の人は109万円とか106万円とか取られちゃうわけでしょ。その社会保険料が。まあ健康保険だけで実質106万円掛かってるわけで、国民年金だったら20万円だし、1,000万円も稼ぐような人は厚生年金とか、企業年金だったらもっとすごい額引かれると思うんですよ。

さらに、子どもにはとんでもない金が掛かるわけだけど、今大学生とかだったらすごい額、

扶養控除があつて、2人分あったら100万円くらいあつて、奥さん働いてなかったら38万円くらいの控除もある。そう考えていくと所得税なんてもう500万円くらいとか400万円くらいになっちゃうかもしれないわけだよね。そういうような例えば、高校生や大学生が2人、3人いるような家庭にとってははね、表向き1,000万円だから高所得だつていうのがね、必ずしも言えないんじゃないのかつていうふうにそんなふうに思うわけですよ。

それをちょっと、どの程度の感じなのかなつていうのを少し明らかにしたいなと思って質問したんですけれども、では次の質問に移りたいんですけれども、この中・低所得者層の保険税負担の軽減を図るためにつていうふうに改正の概要を書いてあるんだけど、プラスが209万円で、軽減が156万円つて書いてあるんですけど、これはそれでいいんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 石田班長。

○石田定之税務課主査兼市民税班長 こちら令和7年度当初予算ベースで比較しておりまして、実際課税限度額の方で209万円とありますけれども、先ほど現行制度で106万円から109万円のところの間の課税の部分もありますので、209万円プラスアルファが増額で、軽減の方は変わらず156万円を引く形になりますので、この差額分が増額の税ということになります。

以上です。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） そうなんですよね、だから、その間の分もとにかく現行のその106万円以上の人は全員その影響があるわけだから、増減つて言ったらその分も含めて増減出してもらわないと、一体幾ら増減あるんだつてその209万円じゃないつていうね、びっくりですよそれ。

もうちゃんと正確に一体幾ら増えて、それでその分軽減は幾らなんだつていうそういうことを言ってもらわないとね、今幾らになるかわかんないけど、220万円か230万円か知らないですけど、そのくらい取つて、で軽減は156万円なんだからこれは何かあれ、よく見るとその中・低所得者層の保険税負担の軽減を図るためじゃなくて、全体の収入増のためつていう、はっきりと書くべきであつてね、こう言つてることと違うじゃないですか。

なぜ220万円か30万円か240万円か知らないけど、それだけ増えるんだから、軽減も240万円するように設計しないんですか。お答えください。

○委員長（土屋忠和委員長） 板倉課長。

○板倉洋和税務課長 ちょっと確認させていただきたいんですが、209万円上がるというのは、医療分、支援分の超過世帯が医療分として、73世帯あります。支援分として68世帯います。

その上がり分をトータル計算すると、医療分73世帯で73万円の増、支援分で68世帯ございますので、136万円の増。予算ベースでトータル209万円が、予算ベースで影響があるということで、この金額の中にある世帯の方が影響を受けるということではないというふうにご理解いただきたいと思います。

○委員長（土屋忠和委員長） いかがですか。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） いやいや、今私は最初そういうその課長が今おっしゃった通りの認識でいたら、そうじゃなくて、課長の隣の石田さんがその間の分も増えるから実際もうちょっと増えるって言ったじゃないですか、今。皆さん聞きましたよね。

委員長、それもう一度石田さんに説明してもらわないと。お願いします。

○委員長（土屋忠和委員長） もしあったら石田さんの答弁をそのまま課長その引き継いでしゃべってもらっても結構ですけど、意思統一してください。

課長。

○板倉洋和税務課長 改めて説明させていただきますが、先ほど申し上げたのは、増減がざっくり計算をすると209万円程度予算ベースで影響があると。ただし、1世帯ごと細かく、例えば、1,010万円とか11万円とか12万円とか積み上げていったところを考えると、209万円プラスちょっとずつ上がっていきますよということを申し上げたかったということでございます。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 改めて質問しますけれども、209万円が大体ざっくり言うところと上がる。軽減は156万円だと。この53万円の差は何なんだって、何で中・低所得者層の保険税負担の軽減を図るためにね、もう1つ、公平の確保と書いてあるけど、保険税負担の軽減図ってなおかつ公平の確保のためだったら、なぜ同じ額増が209万円なら減も209万円にしないのかってお答えください。

○委員長（土屋忠和委員長） 板倉課長。

○板倉洋和税務課長 それにつきましては、本市におきます国保加入世帯の所得階層が大きく影響してくるものと考えております。

ですので、上がるところが多いということは、多分、高所得者の方が多いのかなと。軽減を受ける判定世帯の方が少ないのかなというような形になってくると思います。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 根本的に、私の認識が間違ってるかもしれないんだけど、今回の軽減基準の判定っていうのは、これは誰がその額を決めたんですか。

例えば、2割軽減、54.5万円を56万円にするってのはこれはもう、何かが決まって国保なんかで国が決めたんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 板倉課長。

○板倉洋和税務課長 国におきます保険税の施行令の改正ということが根本になっております。国の制度に合わせた改正ということになります。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） これ、国の施行令に市も合わせなきゃいけないんですか。

○委員長（土屋忠和委員長） 板倉課長。

○板倉洋和税務課長 必ずしも合わせる必要はございませんが、いずれ上げないとですね、県が示してくる納付基準に合致しない、乖離が大きくなってきてしまうという状態が起きてまいりますので、今回は政令どおり上げさせていただいたということでございます。

過去にもコロナウイルスの影響があった令和2年、令和3年につきましては市独自で上限額を上げておりません。また、令和4年、税率を引き上げた関係で、この時も、上限額は上げてございません。

ですので、その年以降にですね、県の制度に合わせるように、上限額とか軽減判定を上げるという措置をとってございます。

以上です。

（「まあいいです、結構です」「後で出してもらえるんだった出し
てください」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） 先ほどの黒須副委員長からの説明で、数字を出してくれっていう形の4世帯の部分の830万円の所得の話はまだ生きてますので、大変恐縮なんですけども退席した後に、資料が用意できればお持ちください。

○板倉洋和税務課長 委員長、再度確認させていただきたいんですが、同じ所得で、保険税を出す所得と所得税を算定する課税所得を、2種類出せばよろしいということでございましょうか。

○委員長（土屋忠和委員長） 黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 一般的な所得税判定の時のその課税所得。細かい地震保険に入ってるとか入ってないとかは除いても、必ず出すであろう社会保険料だとか、大学生の

控除だとかねそういうのを考えたときに、一体幾らくらいの所得の人になるのかと。

でも1人だと、920万円から、まず、43万円引いた額が判定課税、その保険料の課税額だっていう、そういう説明をさっき聞いたんですけれども、そうではなくてね、4人家庭で、2人大学生がいたりするような家庭だってあるだろうと。そういう家庭は、本当に高所得者だと高収入者ではあるけれども高所得者なのかっていうことを、やっぱり判断したいっていうそういうことです。

(発言する者あり)

○委員長(土屋忠和委員長) 今、黒須副委員長が言ったのものをモデルケースとして、その肉付けに関しては、課長の方で考えていただいてもらってよろしいですか。

詳細いっぱいあるんですけど、例えを作っていただければと思います。

○鶴澤康治議会事務局長 暫時休憩をお願いします。

○委員長(土屋忠和委員長) 暫時休憩いたします。

(午後 3時13分)

(午後 3時13分)

○委員長(土屋忠和委員長) では再開いたします。

先ほど来ですね、黒須副委員長の方から要求されてます資料の提出につきましては、この資料をもって採決の方の是非には含まないという形になりますので、この会議の終わりまでに用意していただければ助かります。

以上でございます。

では他に質問がございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(土屋忠和委員長) では税務課の皆さん、ご苦労さまでございました。

退席していただいて結構でございます。

(税務課 退室)

○委員長(土屋忠和委員長) ではこれより、各議題の取りまとめを行います。

はじめに、議案第3号 令和7年度大網白里市一般会計補正予算について、ご意見及び討論等ございませんか。

黒須副委員長。

○副委員長(黒須俊隆副委員長) 議案第3号の一般会計補正予算(第2号)について、反対

の討論をします。

補正の内容の説明資料の3番の東大生地域おこしプロジェクトについては、このプロジェクト自身すべて丸ごと反対というわけではないのですが、110万円の使い方に関して、いささか疑問があり、これはもう少し担当課で精査をした上で改めて計上すべき内容ではないか、そんなふうに考えるところでございます。

特に参加者、コンテストの参加者の20名分の1人当たり1泊2食、9,000円を3日間、この2万7,000円、これ20名分払うと。実行委員と合わせると30名分になるわけですが、これは8月の下旬に大学生はちょうど8月から9月いっぱいまで休みなわけで、夏季休暇のサークル活動の一環としてね、3泊4日の宿泊費、交通費、食費という形に使われるのは、いささか疑問であり、もう少しコンテストの開催に要する経費が一体何なのかとか、あとはコンテストに参加していただくための参加者についての選定についての細かい精査とか、もう少し議会に説明していただく内容のものがあるのではないかと、そんなふうに疑問を思うところが多数あります。

以上の理由で、反対討論とさせていただきます。

それから、議案第4号については、基本的には言ってることはわからなくもないんですが、中・低所得者層の保険税の負担を軽減するということは……

○委員長（土屋忠和委員長） 副委員長、4号はまた後に時間取ります。

失礼しました。では他の方、議案第3号につきましてご意見等、討論等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） それでは付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第3号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成多数。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号、大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論はございませんか。

黒須副委員長。

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 議案第4号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論をいたします。

中・低所得者層の保険税負担の軽減を図るということと保険税負担の公平の確保をすると

いうそういう内容については、それは悪いことではないとは思いますが、一律に保険税の課税所得をもって、改正案では、大幅にこの保険料が上がるということにおいては、ただでさえ国民健康保険税は相当高い額なわけで、これは負担に耐えられないようなそういう層もいるというふうに私は考えます。

そういう意味では教育費の掛かるそういう学生を多く抱えてる世帯とか、そういう方には負担にならないようにもうちょっときめの細かいそういう増税の方は、そういうきめの細かいそういう改正して欲しいというふうに考えます。

一方軽減の方は、国の施行令に則ってやったということなんですが、実際に増税分209万円と軽減分156万円だと50万円以上の差があるわけだから、これはその軽減の判定基準をもう少し額を上げるとかして、せめて軽減額と、その増加額を一緒にするような、そういう改正案にして欲しいというふうに、私は考えます。

以上の2つの理由から、反対とさせていただきます。

○委員長（土屋忠和委員長） 他の方、ご意見及び討論等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） よろしいですか。

それでは、議案第4号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成多数。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号 財産の取得について、ご意見及び討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） それでは、議案第5号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成総員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

最後に、議案第6号 財産の取得について、ご意見及び討論等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（土屋忠和委員長） それでは、議案第6号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（土屋忠和委員長） 賛成総員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託された陳情及び議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長（土屋忠和委員長） 次にその他でございますが、何かございますか。

なければ、以上で協議事項とその他を終了したいと思います、いかがでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長（土屋忠和委員長） では終了といたします。

◎閉会の宣告

○副委員長（黒須俊隆副委員長） 以上をもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

皆様お疲れ様でした。

(午後 3時21分)